

○出雲市水道事業給水条例【抜粋】

目次

- 第1章 総則(第1条―第3条)
  - 第2章 給水装置の工事及び費用(第4条―第10条)
  - 第3章 給水(第11条―第21条)
  - 第4章 料金、加入金及び手数料(第22条―第33条)
  - 第5章 管理(第34条―第39条)
  - 第6章 分水(第40条・第41条)
  - 第7章 貯水槽水道(第42条・第43条)
  - 第8章 雑則(第44条―第47条)
- 附則

第4章 料金、加入金及び手数料

(料金)

第22条 水道料金(以下「料金」という。)は、別表第1に定める金額(消費税等相当額を含む。)により算定した額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

(料金の支払義務)

第23条 料金は、水道の使用者から徴収する。

2 料金は、基本料金と超過料金の合計額とし、基本料金は、使用水量が基本水量に満たない場合でもこれを徴収する。

(共用の場合の料金)

第24条 メーターを共用している場合の料金は、水道の使用者ごとに計算するものとし、超過料金は、水道の使用者の平等負担とする。

2 メーターを共用している者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

3 メーターを共用する集合住宅等の料金の算定については、管理者が別に定める。

(料金の算定)

第25条 料金は、2箇月ごとにあらかじめ管理者が定めたメーター点検日(以下「点検日」という。)に計量し、その使用水量を各月均等に使用したものとして算定する。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めたときは、点検日以外の日に計量することができる。

(使用水量の認定)

第26条 管理者は、メーターに異常があったとき又は災害その他やむを得ない事由により使用水量が判明しないときは、これを認定することができる。ただし、認定する使用水量は、管理者が別に定める方法によるものとする。

(料金算定の特例)

第27条 点検日から次の点検日までの中途において水道の使用を開始し、中止又は止めたときの料金は、次に定めるところにより算定する。

(1) 使用期間が1月以内のとき 1月

(2) 使用期間が1月を超え、2月に満たないとき 2月

2 点検日から次の点検日までの中途においてメーターの口径に変更があったときは、使用期間の多い口径によって算定し、その期間が等しいときは、変更後の口径によって算定する。

3 第18条第1項第1号の規定による届出をした場合を除くほか、メーターが使用水量を示さない場合においても料金を徴収するものとする。

(料金の徴収方法)

第28条 料金は、管理者が発行する納入通知書による払込み又は口座振替の方法により管理者が別に定める納期限までに2箇月分をまとめて徴収する。ただし、水道の使用を中止したとき又は臨時使用した場合は、その都度徴収する。

2 管理者が必要と認めたときは、その徴収方法を変更することができる。

(料金の追徴又は還付)

第29条 管理者は、料金の徴収後において料金を更正する必要があるときは、当該更正に基づきその差額を追徴し、又は還付する。

(加入金)

第30条 給水装置の新設及び増口径工事の申込者は、メーターの口径に基づき、別表第2に定める加入金(消費税等相当額を含む。)を納入しなければならない。この場合において、増口径工事の申込者が納入する加入金は、新口径に係る加入金と旧口径に係る加入金の差額とする。

2 前項の加入金は、給水装置の新設等の承認の際に納入しなければならない。

3 既に納入された加入金は、還付しない。ただし、管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

4 前3項に定めるもののほか、加入金に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(手数料)

第31条 手数料は、設計審査手数料及び給水装置工事事業者指定手数料とし、別表第3に定める金額をその都度申請者から徴収する。

(料金、加入金、手数料等の軽減又は免除)

第32条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、加入金、手数料その他の費用を軽減し、又は免除することができる。

(督促及び督促手数料)

第33条 この条例によって納付しなければならない料金、加入金、手数料その他の費用を納期限を過ぎても納入しない者がある場合は、管理者は期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 前項による督促状を発した場合においては、督促状1通について100円の督促手数料を徴収する。

別表第 1(第 22 条関係)

水道料金

(1 か月につき)

メーターの口径	基本料金	従量料金(1m <sup>3</sup> につき)				
	8m <sup>3</sup> まで	8m <sup>3</sup> を超え 16m <sup>3</sup> までの分	16m <sup>3</sup> を超え 25m <sup>3</sup> までの分	25m <sup>3</sup> を超え 50m <sup>3</sup> までの分	50m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> までの分	100m <sup>3</sup> を超える もの
13mm	1,134 円	142.56 円	155.52 円	171.72 円	207.36 円	213.84 円
20mm						
25mm						
30mm	179.28 円	186.84 円	193.32 円			
40mm						
50mm						
75mm						
100mm						
150mm						
200mm						

別表第 2(第 30 条関係)

加入金

メーターの口径	加入金の額	メーターの口径	加入金の額
13mm	54,000 円	50mm	1,263,600 円
20mm	118,800 円	75mm	3,564,000 円
25mm	237,600 円	100mm	7,020,000 円
30mm	334,800 円	150mm 以上	管理者が別に定める額
40mm	734,400 円		

別表第 3(第 31 条関係)

区分	手数料
設計審査手数料	給水装置工事申請 1 件につき 8,000 円
給水装置工事事業者指定手数料	1 件につき 10,000 円